

まちなか花ざかり事業実施要領

1. 主旨

この実施要領は、花や緑にあふれる街並みの形成を図ることを目的に、地域団体等の自主的な緑化推進活動に対して、支援を行なうものとします。

2. 支援の概要

(ア) 支援内容 …… 花苗の配布

① 夏 …… ベゴニア、マリーゴールド、ジニアなど

② 冬 …… 宿根草、パンジー、ビオラなど

(イ) 実施時期 …… 年2回(夏:5月～6月・冬:11月～12月)

(ウ) 支援対象者 …… 地域団体(自治会、まちづくり協議会等)の構成員で10名以上の人数で組織された団体。個人については対象外とします。

(エ) 支援事業内容 …… 下記項目の全てに該当する事業

道路・公園・自治会館等の公共施設内で、かつ、沿道等から公衆の目に触れる場所での緑化推進事業

(オ) 支援数量

支援する花苗の総数量は、花の基地での育苗数量を上限とします。

3. 手続きについて

下記書類を提出してください。書類に不備がある場合は、受付が出来ないため、花苗の配布を行いません。(継続団体についても、必ず全ての書類を提出してください。)

申請は年2回(夏苗・冬苗申請)となります。

1. 提出書類及び部数

(ア) まちなか花づくり事業(花苗)申請書【様式1】 …… 1部

(イ) 緑化団体会員名簿【様式2】又は(任意様式) …… 1部

4. その他

(ア) 支援物資の適正な利用について …… 実施内容については、現地調査を実施します。

なお下記の禁止事項等に該当する場合は、次年度以降の配布を中止とさせていただきます。

◆禁止事項

1. 配布した花苗の数量が現地で確認できない。
2. 過密状態で植栽がなされている。
3. 灌水・施肥が不十分で、適正な管理がなされていない。

4. その他事業の目的や実施要領に適さない。

- (イ) 事業実績報告書の提出について …… 事業実績報告書が提出されない場合、次年度の花苗配布を中止いたします。
- (ウ) 個人情報の取扱いについて …… 花苗配布にあたり、配布担当者に各団体の個人情報を渡していますが、この事業以外に使用することはありません。